

平成28年度 地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金 (エネルギーシステムモデル構築事業)

事業の趣旨

東日本大震災後、従来の大規模集中電源に依存した需給構造に対するリスク認識が高まる中、再生可能エネルギーをはじめとした分散型エネルギーを、エネルギーマネジメントシステム等で制御し、さらに面的に利用することで、最大活用・最適化するニーズが高まっています。

しかし、「地産地消型エネルギーシステム」は、通常時には大幅な省エネルギー、コストの最小化を実現し、非常時にはコミュニティで一定のエネルギーを確保・融通できる等といった効果を発揮する一方、モデルとなる事業が少ないことやエネルギーシステムの開発や設備の導入に多大なコストを要するため、事業採算性の向上等の課題があります。

本事業は、地域の実情に応じ、先導的な地産地消型エネルギーシステムのモデル構築に要する経費の一部を補助することにより、次世代の地産地消型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化及び他地域への展開を図ることを目的とします。

事業の概要

(1) 補助対象事業者

民間団体、地方公共団体と共同申請する民間団体等。

(2) 補助対象事業

- ① 再生可能エネルギー等(※1)を利用し、一定規模のコミュニティの中(※2)で電気又は熱等の融通を最適に制御し、エネルギーの面的な利用を行うもの、又は将来的な地産地消型エネルギーシステムの構築に資する先端的技術等を含んだ新規性を有し、その技術等における課題等の解決を見込める実証を行うものであること。
- ② 地域内でのエネルギーの最大活用・最適化に寄与する地産地消型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化を図り、他地域等での展開に資するものであること。
- ③ 現在又は将来における事業性が一定程度見込まれるものであること。

※1 再生可能エネルギーの熱利用設備または発電設備、コージェネレーションシステム、廃熱利用等が該当します。

※2 街区をまたぐ地域、同一敷地内(教育・医療・商業施設、工場等)の複数建物、複数の事業者が利用する商業施設等における融通等を指します。

(3) 事業期間

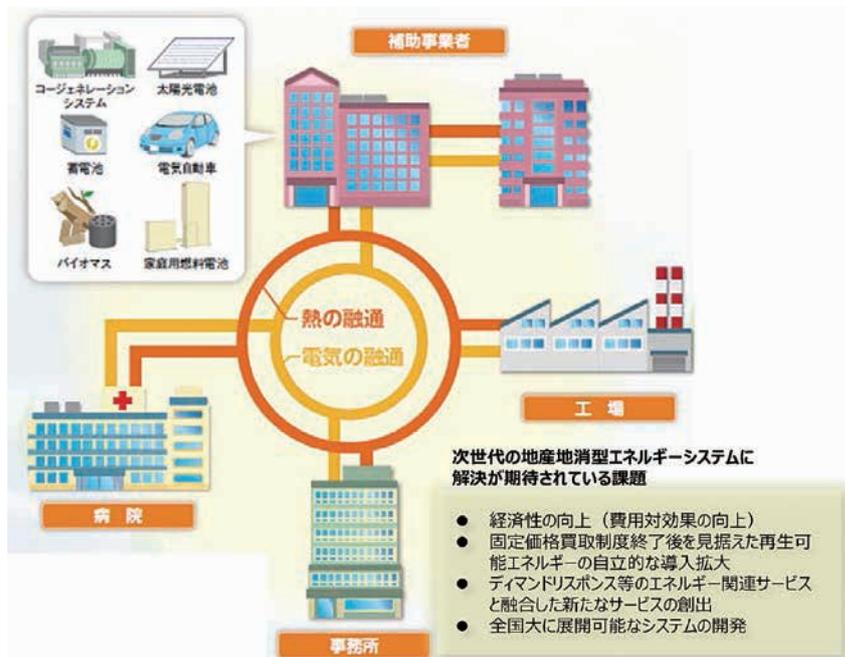
原則単年度。ただし、複数年度にわたる事業は「1事業あたり最大3年度」。

(4) 補助率

- ① 地方公共団体との共同申請する民間団体等 補助率 2/3以内
- ② 民間団体等 補助率 1/2以内

(5) 補助金上限額

4億円/年度



事業の実施スケジュール

1. 公募開始	4月18日（月）
2. 一次締切	5月23日（月） 17時必着
3. 二次締切	7月21日（木） 17時必着
4. 三次締切	9月21日（水） 17時必着（予定）
5. 交付決定	各締切から30～40日程度
6. 実績報告書提出	事業完了後30日以内又は平成29年2月28日のいずれか早い日まで
7. 補助金確定検査	書類審査及び必要に応じて現地調査
8. 補助金交付	確定検査後
9. 効果検証報告	設備稼働後の翌年度の4月1日より3年間

※ 申請書提出方法は、原則郵送といたします。

※ 公募期間内は随時申請を受け付け、各締切までに到着し、かつ記載内容に不備のない申請について、審査及び交付決定を行います。

※ なお、応募状況等に応じて、上記期間以外に審査及び交付決定を行う場合があります。

※ 一次締切の採択状況によっては、二次採択以降は実施されない可能性があるため、ご注意下さい。

申請者の皆様へのお願い

一般社団法人 低炭素投資促進機構（以下、「機構」とします。）の補助金の原資は経済産業省から交付決定を受けた、いわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

機構の補助金に申請される皆様におかれましては、以下の点につき充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただきたくよろしくお願いいたします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（エネルギーシステムモデル構築事業）交付規程、公募説明会資料、パンフレット等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分ご理解下さい。
2. 機構に提出する書類や資料においては如何なることがあっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、機構は法や規程類に則り厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたとき、機構は当該部分の交付決定の取消しを行うとともに、受領済みの補助金額に加算金（年利10.95%）を加えた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者や手続代行者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、機構の所管する新たな補助金の交付停止や手続代行業務の停止を一定期間行う等の措置を執らせていただきます。
6. 悪質な不正の場合は、刑事罰等の適用の可能性につき、所轄警察署に相談することがあります。

お問合せ先

一般社団法人 低炭素投資促進機構 スマートコミュニティ業務推進部

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4-11-5 住友不動産日本橋本町ビル6階

E-mail : smart@teitanso.or.jp

詳しくはホームページをご覧ください。 <http://www.teitanso.or.jp/index>